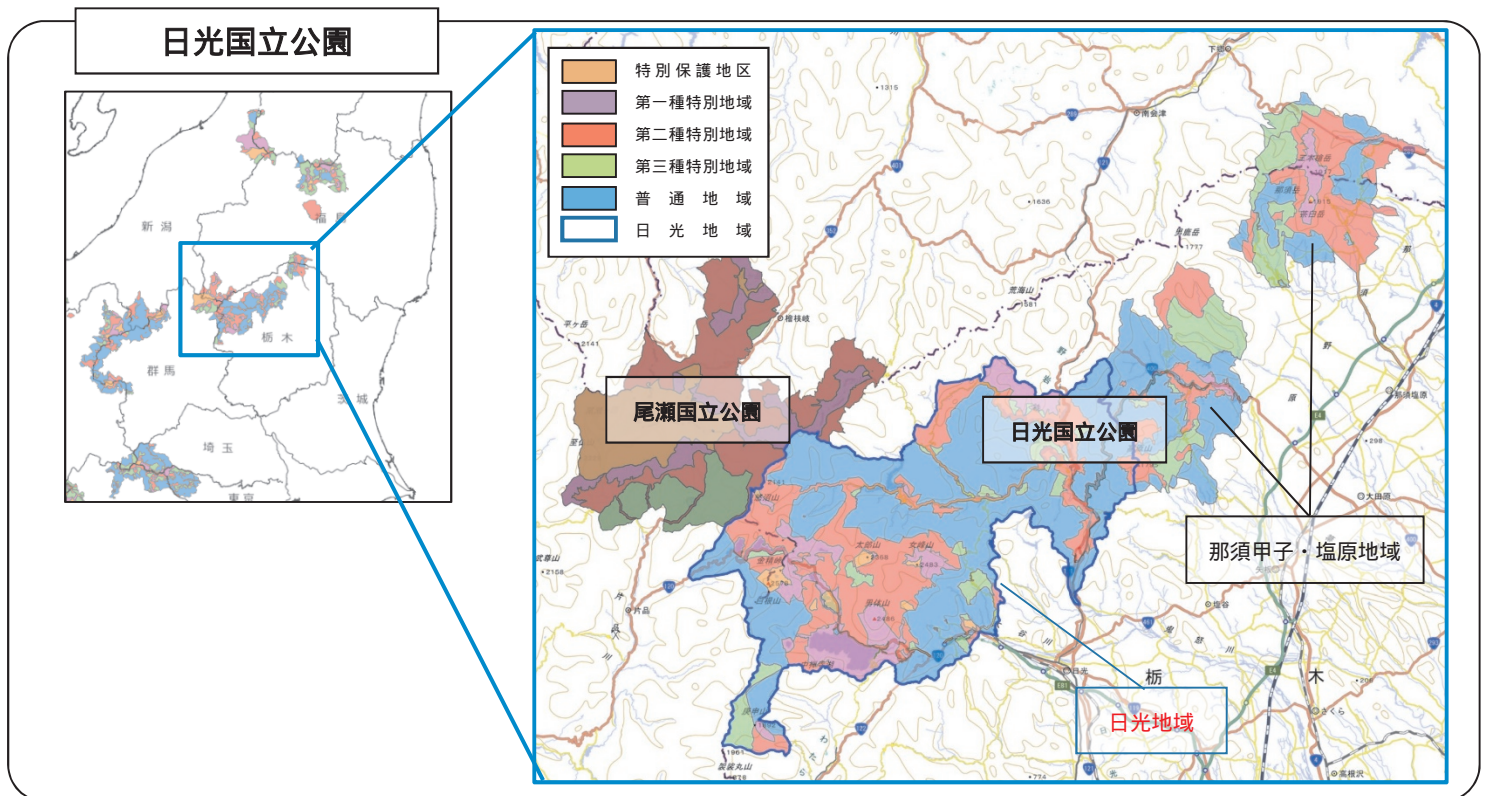


# 日光国立公園（日光地域）の公園計画の変更及び生態系維持回復事業計画の策定に関する概要

## 1. 背景

日光国立公園日光地域（以下、「日光地域」という。）は、栃木県日光市及び群馬県片品村にまたがり、日光国立公園の西部に位置し、尾瀬国立公園と接しています。本公園最高峰の白根山をはじめ、男体山、女峰山など2,000mを超える山々が連なり、針葉樹林やミズナラ林等の森林に覆われているほか、中禅寺湖、湯ノ湖等の湖沼、我が国を代表する名瀑である華厳ノ滝をはじめとした多数の瀑布、貴重な湿原植生が見られます。本公園は、昭和9年に指定され、その後、昭和25年9月22日に区域が拡張され、那須甲子・塩原、藤原、栗山及び足尾地区が加えられました。平成19年8月30日には、尾瀬国立公園の指定に伴って、尾瀬地域が公園区域から削除されたため、本公園は日光地域と那須甲子・塩原地域から構成されています。これまでに昭和60年に全般的な見直しを行い、平成4年、平成11年、平成18年及び平成20年に点検が行われています。

今回の一部変更では、ニホンジカの分布拡大による生態系への影響に対応するため、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づいて、公園計画の変更及び生態系維持回復事業計画の策定を行うものです。



## 2. 変更案のポイント

日光地域においてニホンジカの増加による希少植物等への影響が生じていることから、公園計画に生態系維持回復計画を位置づけるとともに、新たに「日光国立公園日光地域生態系維持回復事業計画」を策定します。

## 3. 公園計画の変更案の詳細

- ・生態系維持回復事業計画

追加：日光国立公園日光地域生態系維持回復事業計画(日光地域全域)

#### 4 . 生態系維持回復事業計画について（参考）

- ・生態系維持回復事業計画の名称  
日光国立公園日光地域生態系維持回復事業計画
- ・生態系維持回復事業計画の策定者  
農林水産省、環境省
- ・生態系維持回復事業計画の計画期間  
告示日から下記の目標が達成されるまでとします。
- ・生態系維持回復事業の目標  
尾瀬国立公園との広域連携を図りながら、関係機関が相互に連携・協力することにより、日光地域におけるニホンジカの生息密度を低減させ、適切な生息密度を保つことにより、健全な植生の維持・更新に支障がない状態を維持することを目標とする。日光地域生態系維持回復計画を新たに策定します。
- ・生態系維持回復事業を行う区域  
日光国立公園日光地域全域
- ・生態系維持回復事業の内容（省略）
- ・生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項（省略）